

北区ネーミングライツパートナー募集要項 《提案募集型》

1 目的

区では、民間事業者等との協働の下に、区が所有する施設や区が主催するイベント及び講座等(以下「対象施設等」という。)を有効に活用することにより、新たな歳入を確保し、区民サービスの維持・向上等に資することを目的として、対象施設等にかわしい愛称(企業名、商品名等)を付けることができる権利(ネーミングライツ)を取得するパートナー(以下「ネーミングライツパートナー」という。)を募集します。

ネーミングライツパートナーは、対象施設等に愛称を表示することにより、企業等を幅広くPRすることができるのと同時に、対象施設等への経済的支援を通じた社会貢献を行うこととなります。

2 募集概要

(1) 提案募集型ネーミングライツ事業について

提案募集型ネーミングライツ事業は、ネーミングライツパートナーとなることを希望する民間事業者等から対象施設等、愛称、ネーミングライツ料、契約期間などを含めた提案の募集を行います。

(2) 募集期間

令和8年4月10日(金)から随時、提案を受け付けます。

(3) 対象施設等

① 提案の対象

スポーツ施設、文化施設、集会施設、公園等、区の公共的な施設(及びそれらの一部)等や区が実施するイベント及び講座等のソフト事業

② 対象外とする施設等

庁舎、学校、保育園等のほか、次のいずれかに該当する施設は提案の対象外とします。

(ア) 区民の生活ならびに諸活動に混乱を招くおそれがあるもの

(イ) 公平・中立性を損なうと誤解を招くおそれがあるもの

(ウ) 施設の名称に特段の経緯があるもの(例:ココキタ、スペースゆう等)

(エ) ネーミングライツを既に導入している施設または特定募集型により募集を行っている施設等

(オ) ネーミングライツ事業により、当該施設の設置目的を妨げるおそれがあるもの

(カ) その他愛称を付与することが適当でないと認められる施設等

(4) 愛称の条件

対象施設等の設置目的や性格にかわしい愛称とし、親しみやすさや呼びやすさ等、区民の理解が得られるものとし、次に掲げる愛称は使用できません。また、対象施設等の性格に応じて、特定の地名やキーワードを含める等、区が一定の条件を付す場合があります。

① 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反するもの

② 公共性またはその品位を損なうおそれのあるもの

③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に該当するもの

④ 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の主義主張に係るもの

⑤ 公の秩序または善良な風俗に反するもの

- ⑥ 人権侵害となるものまたはそのおそれのあるもの
- ⑦ 青少年の健全な育成の観点から適切ではないもの
- ⑧ 第三者の商標権・著作権等の侵害となるものまたはそのおそれのあるもの
- ⑨ 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
- ⑩ 社会問題を起こしている業種や事業者に関するもの
- ⑪ その他愛称とすることが適当でないと認められるもの

※契約期間中は、原則として愛称の変更はできません。ただし、やむを得ない理由により愛称を変更する必要がある場合は、区とネーミングライツパートナーとの協議の上、決定します。

※契約期間中は、愛称を使用することを基本としますが、必要に応じて愛称と条例上の名称の併記や条例上の名称を使用する等の対応をすることができるものとします。

(5) 応募資格

応募資格を有する者は、次のいずれにも該当しない法人とします。

- ① 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反しているもの
- ② 公共性またはその品位を損なうおそれのあるもの
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に該当するもの
- ④ 政治性または宗教性のある事業を行うもの
- ⑤ 公の秩序または善良な風俗に反する事業を行うもの
- ⑥ 行政機関から指名停止等の行政処分を受けているもの
- ⑦ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当するもの
- ⑧ 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中のもの
- ⑨ 暴力団員等(東京都北区暴力団排除条例(平成24年6月東京都北区条例第24号)第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。)に該当するもの
- ⑩ 国税及び地方税を滞納しているもの
- ⑪ 行政機関からの行政指導を受け、改善が見込まれないもの
- ⑫ その他、区がネーミングライツパートナーとして適当ではないと判断するもの

(6) 提案にあたっての費用負担

提案に要する費用は、応募者の負担とします。

3 契約条件

(1) ネーミングライツ料

応募者から提案してください。ネーミングライツ料は、金銭、役務もしくは物品等の提供とし、これらを組み合わせて提案することも可能です。

ネーミングライツ料の支払いは原則、年度単位とします。なお、ネーミングライツパートナーの責により年度途中で契約が解除された場合は、ネーミングライツ料の返還は行いません。

(2) 契約期間

① 公共施設等の場合

原則3年以上の契約期間を提案してください。ただし、指定管理者制度を導入している施設については、指定期間や施設等の性格等に応じて決定します。

② イベント及び講座等のソフト事業の場合

契約期間は年度ごととし、契約締結日から一連の事業が終了する日までとします。

(3) 愛称の使用開始時期

協議により決定します。

(4) 地域貢献の提案等

当該施設や地域の清掃美化活動、地域活性化に関する案など対象施設等の周辺地域における社会貢献活動をご提案ください。

4 応募

(1) 事前相談

提案募集型のネーミングライツ事業への申込を希望される場合は、対象施設等や条件等の確認が必要となるため申込書を含む応募書類の提出前に、必ず、区(経営改革・公共施設再配置推進担当課)に北区ネーミングライツ事業事前相談申込書(様式第1号)を提出して、事前相談を行ってください。連絡先は、「9 問い合わせ先」をご参照下さい。

区は、事前相談申込書を対象施設等を所管する課(以下「所管課」という。)に送付しますので、所管課より相談者に対し、採用・不採用、特定募集型への転換等について回答いたします。

(2) 北区ネーミングライツ事業申込書の提出

事前相談に対する回答を受領後に、本申込となる北区ネーミングライツ事業申込書(様式第3号)を提出してください。

(3) 応募書類

① 北区ネーミングライツ事業申込書(様式第3号)

※ネーミングライツ料を役務・物品等で納める場合は、算出の根拠となる資料をご提出ください。

② 応募資格についての誓約書

③ 会社概要

④ 定款・寄付行為、規約その他これらに相当する書類

⑤ 直近3か年度分の決算報告書(貸借対照表、損益計算書等)及び事業報告書

⑥ 法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)

⑦ 直近年度の法人納税証明書

⑧ 愛称に商品名等を使用する場合、当該商品等の概要の分かるもの

⑨ 地域貢献等に対する提案・支援実績等

※各種書類は提出日の3カ月以内に作成・発行したものとします。

(4) 応募書類の提出

電子メール、LoGoフォームのいずれかにて応募してください。

(5) 応募の公表

提案があった施設について、追加提案を希望する法人がないか確認するため、区ホームページにて提案募集型の応募があった旨を30日間公表いたします。なお、ネーミングライツ料及び法人名、愛称案など応募法人が特定可能な情報は公表いたしません。

5 費用負担

ネーミングライツパートナーは、ネーミングライツ料のほか、次の表に係る費用を負担することになります。

費用負担の区分	区	ネーミングライツパートナー
敷地内外の看板等の表示変更費用※1		○
新設した看板等の修繕・維持管理費用		○
契約期間終了後の原状回復費用		○
パンフレット・封筒等の区の印刷物や区ホームページの表示変更費用 ※2	○	
区に起因する契約解除にかかる費用	○	
ネーミングライツパートナーに起因する契約解除に係る費用		○

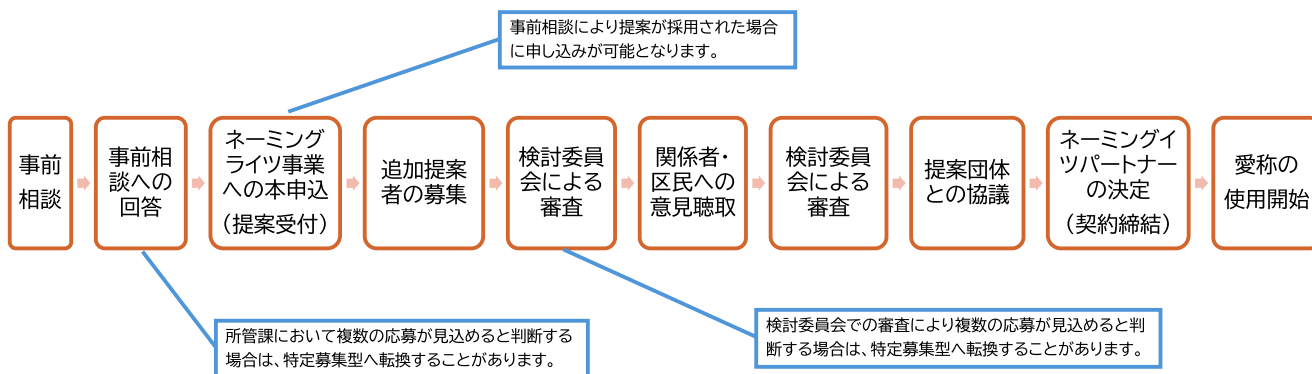
※1 敷地内外の表示変更や新規看板設置については、区や関係機関と協議の上、東京都屋外広告物条例や東京都北区景観づくり条例などの関係法令等を遵守し、可能な範囲で実施してください。敷地内看板の新設に際しては、設置の可否を含めた協議が必要です。また、看板設置後の安全性についてはネーミングライツパートナーが検討を行ってください。

※2 印刷物の変更については契約締結後に作成するものが対象となり、残部数を考慮し、協議の上作成します。

6 留意事項

- ① 必要に応じて追加資料を求める場合があります。
- ② 応募書類は、返却しません。
- ③ 応募書類は、選定以外の目的で、応募者に無断で使用しないものとします。
- ④ 応募書類は、北区ネーミングライツ検討委員会(以下「検討委員会」という。)へ提示するほか、関係機関に意見を求める目的に必要な範囲に限定して複製することがあります。
- ⑤ 情報公開請求があった場合には、東京都北区情報公開条例に基づき公開することがあります。
- ⑥ 書類提出後、提案を辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。
- ⑦ 法令等に基づき保護される第三者の権利の対象となっている名称を使用して生じた責任は、応募者が負うことになります。
- ⑧ 応募に際し、区が提示する資料は、事業の提案を行う目的以外の目的で使用することはできません。
- ⑨ 応募書類の内容に虚偽記載が発覚した場合は、事業提案を無効とします。

7 制度の流れ



8 選定方法

応募書類をもとに、区の関係職員で組織するネーミングライツ検討委員会を開催し、【評価項目】及び【評価基準】に基づき審査を行います。

(1) 選定基準

「評価項目」及び「評価基準」をもとに、応募者の適格性等を総合的に判断します。

(2) 選定方法

- ① 「応募資格」、「愛称の条件」を満たしているか判断します。
- ② 検討委員会の各委員が評価項目ごとに「A～E」の評価を行い、配点に評価基準の係数を乗じ、採点を行います。
- ③ 総合得点が6割に満たない場合は、候補者として選定しない場合があります。

※検討委員会での審査により、特定募集型で募集することにより複数の応募が見込めると判断する場合は、特定募集型へ転換することがあります。

(3) 評価項目

	審査項目	評価内容
①	応募者の適格性	・決算報告書等による経営の状況・安定性 ・コンプライアンスや法令順守への取り組み
②	応募の趣旨	・ネーミングライツの目的に合致しているか
③	契約期間	・契約期間の妥当性
④	愛称	・親しみやすく、分かりやすいか
		・対象施設等のイメージに合うか
		・施設の管理運営に影響しないか
⑤	ネーミングライツ料	・提案金額、提案内容の妥当性 ・他応募者との比較における提案内容の妥当性
		⑥

(4) 評価基準

評価	評価基準	算出方法
A	非常に優れている	配点×1.0
B	優れている	配点×0.8
C	標準的	配点×0.6
D	やや劣る	配点×0.4
E	劣る	配点×0.2

9 問い合わせ先

政策経営部 経営改革・公共施設再配置推進担当課

〒114-8508 東京都北区王子本町 1-15-22 北区役所第一庁舎 3階 15番

電話:03-3908-9334

メール : keieikaikaku-ka@city.kita.lg.jp

LoGo フォーム : <https://logofom.jp/form/VNHo/1527214>